



人事委員会の勧告を受けて、12月議会で給与条例が改正され、給料表が改定されました。人事委員会は、山口県内の民間事業所の給料やボーナスについて調査し、山口県の職員給料の平均額と比較し、今年度は、月例給で県職員が0.47%下回っていたことから4月に遡って給料が改定されることになりました。また、ボーナスについては、県職員が3.95月分であるのに対して、民間は、4.11月分であったため、下記のとおり引き上げられることになりました。

支給期	現 行			改 正 後		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
6月期	1.225 月分	0.675 月分	1.90 月分	1.225 月分	0.75 月分	1.975 月分
12月期	1.375 月分	0.675 月分	2.05 月分	1.375 月分	0.75 月分	2.125 月分
年間合計	2.60 月分	1.350 月分	3.95 月分	2.60 月分	1.50 月分	4.10 月分

施行日：平成26年12月26日（差額支給日）
適用は、平成26年4月1日からです。



平成27年4月1日からは、「給与制度の総合的見直し」が行われ、世代間の給与配分の見直し等の観点から、給料表の構造を国に準拠させ、新給料表に切り替えられます。

【給料表】若年層は据え置き、高齢層は最大4%の引き下げになります。（平均2%引き下げ）
平成27年3月末の給料月額と比較して下回るときは、3年間、現給保障されます。

【給料の調整額】特別支援学級の担任に支給されるもので、〔基本額×1.25〕→〔基本額×1.00〕

【特殊業務手当】

業務の種類	旧手当額	新手当額
非常災害時児童・生徒保護、防災、復旧	6,400 円	8,000 円
児童・生徒の負傷、疾病等にともなう救急	6,000 円	7,500 円
児童・生徒に対する緊急補導	6,000 円	7,500 円
修学旅行等引率業務（修学旅行・宿泊学習）	3,400 円	4,250 円
対外試合等引率業務	3,400 円	4,250 円
部活動に関わる指導業務	2,400 円	3,000 円

【単身赴任手当】基礎額・・・月額23,000円から30,000円に引き上げ
加算限度額・・・月額45,000円から70,000円に引き上げ
（平成30年度までに段階的に引き上げられることになっています）



年に一度

1月1日は

昇給日です！

1年間良好な成績で勤務した学校職員は、標準4号給昇給することができます。(55歳以上は2号給) 最高号給(校長4-37、教頭3-93、教諭2-149)を超えて昇給することはできません。

12月と1月の、この号給を比べてみましょう！

給与表		年 月 分		所属		職員番号		
給料表	級	号給	調整額	調整額	調整額	調整額	調整額	
給料	調整額	教職調整額 *	地域手当	扶養手当	管理職手当	初任給調整手当	通勤手当(非課税)	通勤手当(課税)
住居手当	単身赴任手当	特種一時金	農漁手当	産業教育手当	定通教育手当	教員特別手当 *	日額特勤手当	
特種手当(150/100)	特種手当(125/100)	特種手当(150/100)	特種手当(125/100)	特種手当(100/100)	特種手当(25/100)	休日勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当(非課税)
育児手当(課税)	管理職員特別勤務手当	期間半	期末手当	期間半	勤続手当	特種手当(0号) 50/100	特種手当(0号) 150/100	特種手当(0号) 175/100
共済短期掛金		共済長期掛金 *	課税対象額	所得税	住民税	互助会掛金	退職互助会掛金	公舎使用料
共済償還金	財産形成貯蓄額	控除計	給与累計	社会保険料累計	所得税累計	現支給額		
互助会償還金	共済貯金	生命保険料	物資購入	組合費	慶弔共済費	福利厚生会費	労金償還金	親睦会費
		口座変更	その他控除計	差引現支給額	第1口座振替額	第2口座振替額	第3口座振替額	現金支給額
		第 口座						

今回は、この「給与支給明細書」の内容について、日頃、気にとめることの少ない欄についてとりあげてみました。

* 1 : 教職調整額

昭和46年5月、教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きく、一般の公務員と同様な時間管理を行うことは必ずしも適当ではなく、とりわけ時間外勤務手当は教員になじまないとの考えのもと、「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)が制定されました。

これによって、教員については、

- ① 勤務時間の内外を包括的に評価して一律の教職調整額(給料月額4%)を支給すること。
- ② 時間外勤務手当を支給しないこと
- ③ 時間外勤務命令は超勤4項目に限定すること
 - (a. 生徒の実習、b. 学校行事、c. 職員会議、d. 非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合)

とされ、これに基づいて教職調整額は支給されています。

* 2 : 教員特別手当

義務教育等教員特別手当は、教員の給与を一般の公務員より優遇することを定め、教員に優れた人材を確保し、もって義務教育水準の維持向上を図ることを目的とする「人材確保法」に基づき、昭和50年1月1日から支給されることとなった手当です。

支給額は職務の級及び号給に応じて定められていますが、「骨太の方針2006」などにより、人材確保法による教員給与の優遇措置については、縮減を行うこととなっています。すべての教員に一律に支給される手当は縮減し、一方で実績や職務負担に応じて支給されている手当のうち重要なものは充実する方向で、メリハリを付けた教員給与体系にしていることが検討されています。

* 3 : 共済長期掛金

共済組合の事業に要する費用は、組合員の掛金と地方公共団体からの負担金で賄うことになっています。長期掛金は、長期給付(年金給付等)に要する費用として徴収されます。掛金の基礎となる給料月額には、「教職員調整額」及び「給料の調整額」が含まれています。

毎月の掛金 = 給料月額 × 10.5775%
 期末手当等の掛金 = 支給額 × 8.462%

なお、来年9月から掛金率は、10.79875%と8.639%に引き上げられます。
 ※年金一元化が平成27年10月から始まります。



年金個人情報提供サービスが始まっています

インターネットを利用して、ご自身の年金個人情報(年金加入記録・年金見込み額・給料等の記録・掛金納付額)がご覧いただけます。将来設計に役立ててみませんか?

公立学校共済組合ホームページから「地共済年金情報 Web サイト」にアクセスし、申込んでください。後日、「ユーザーID・パスワード」が自宅へ郵送されます。

Webアドレス: <https://www.chikyonenkin.jp>